

ちいきせいかつしえんじぎょう  
④ 地域生活支援事業

たけとみちやう しゆたい しょう ひと じりつ にちじやうせいかつ しゃかい  
竹富町が主体となって、障がいのある人が、自立した日常生活または社会  
せいかつ いとな かき じぎやう じっし  
生活を営むことができるように、下記の事業を実施しています。

じぎやうめい 事業名	ないやう 内容
いどうしえん 移動支援	おくがい いどう ごんなん しょうがい かた がいしゆつ 屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための しえん おこな 支援を行います。
いしそつうしえん 意思疎通支援 (→34ページ)	ちやうかく げんごきのう おんせいきのう しかくとう しょうがい いしそつう 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通 をはか じしやう かた た かた いしそつう ちゆうかい を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介 するのために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣な どをおこな どを行います。
にちじやうせいかつやうぐきやうふとう 日常生活用具給付等 (→36ページ)	しょう かたなど たい にちじやうせいかつやうぐ きやうふ たいよ 障がいのある方等に対し、日常生活用具の給付または貸与を おこな 行います。
じゆんかいしえんせんもんいんせいび 巡回支援専門員整備 (→44ページ)	ほいくしょなど こ おや あつ しせつ ぼ じゆんかいとう しえん 保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等の支援 をじっし こそだ ぎ だんかい しえん おこな を実施し、子育てにおける“気になる”段階からの支援を行 います。

◆ いどうしえん  
移動支援

いどう さい みまも かいじよ ひつやう しょう しゃ じ たい しえん  
移動する際に、見守りや介助の必要な障がい者（児）に対する支援です。  
りやう りやうじかん おう ふたんがく ひつやう  
利用にあたっては、利用時間に応じた負担額が必要になります。

じかん 時間	しんたいかいご 身体介護	ふたんがく 負担額
ぶんみまん 30分未満	なし	えん 75円
	あり	えん 230円
ぶんいじやう 30分以上	なし	えん 150円
	あり	えん 400円
じかんいじやう 1時間以上	なし	えん 225円
	あり	えん 580円
じかん ぶんいじやう 1時間30分以上	ぶん ま 30分を増すごとに	えん つか 70円の追加

せいかつほごじゆきやうしゃ じこふたん  
※生活保護受給者は自己負担なし。

## ◆ いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業

いしそつうしえんじぎょう しゅわつうやくしゃはけん きんきゆうつうほう じぎょう  
意思疎通支援事業では、手話通訳者派遣、緊急通報システムなどの事業を  
おこな  
行っています。

### たいしやうしや 対象者

- ちやうない きよじゆう ちやうかくしやう しや  
・ 町内に居住する聴覚障がい者
- ちやうかくしやう しや いしそつう はか ひつよう だんたい  
・ 聴覚障がい者と意思疎通を図る必要のある団体

### じこふたん 自己負担について

げんそく むりよう  
原則、無料。

いしそつうしえんしや かか にゆうじよりよう とこうひ た るい ひよう  
※意思疎通支援者に係る入場料、渡航費その他これらに類する費用は  
しんせいしや じこふたん  
申請者の自己負担になります。

あっせん はけん かくしゆだんたいふたん  
※斡旋による派遣については、各種団体負担。

### はけんばしよ はけんじかん 派遣場所・派遣時間について

はけんばしよ やえやまけんいき てきとう みと くいき  
派遣場所：八重山圏域、または適当と認める区域。

はけんじかん ごぜん じ ごご じ じかんい  
派遣時間：午前8時～午後10時までの5時間以内。

きんきゆう え ばあい かぎ  
※緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

### しんせいほうほう はけん 申請方法・派遣について

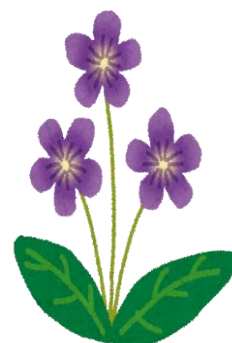
#### やくばふくししえんか しんせい 役場福祉支援課に申請

やす のぞ にちまえ ふくししえんか しんせい  
(休みを除く5日前までに、福祉支援課に申請ください)

けつていじこう れんらく  
決定事項をFAXまたはEメールで連絡します

はけん げんちしゅうごう つうやく はけん  
派遣は現地集合になります (通訳の派遣)

きんきゆう え ばあい かぎ  
※緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。



## 緊急通報システム

けんちょうしゃ ばん けいさつ ばん しょうぼう つうほう ちょうかく  
 健聴者が110番（警察）、119番（消防）通報するように、聴覚  
 しょう しゃ つうほう けいさつ しょうぼう  
 障がい者がFAXやEメールで通報することができます。警察または消防  
 いらい しゅわつうやくしゃ げんち き じぜんとうろく ひつよう  
 からの依頼で、手話通訳者が現地に來ます。**事前登録が必要**です。  
 そうじゅしんりょう  
 （FAXやEメールには、送受信料がかかります。）

## Net 119 緊急通報システム

Net 119は、ちょうかくまた おんせい げんごきのう しょう しっぺいなど  
 聴覚又は音声・言語機能の障がいや疾病等があり、  
 おんせい ばんつうほう こんなん かた など もち  
 音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等を用いて  
 ぜんこく おんせい ばんつうほう  
**全国どこからでも音声によらない119番通報**ができるシステムです。  
 りよう じぜんとうろく ひつよう  
 利用するには**事前登録が必要**です。

※ Net 119の登録料及び利用料は無料です。ただし、つうしんりょう りよう  
 通信料は利用  
 しゃ ふたん  
 者の負担となります。

※ 申し込みの際は、もうしこ さい りようきやく どうい ひつよう  
 利用規約に同意する必要があります。

くわ やくばふくししえんか しょう ふくしたんとう と あ  
 詳しくは役場福祉支援課 障がい福祉担当までお問い合わせください。

～ メ モ ～



## ◆ 日常生活用具給付等

ざいたく じゅうどしやう しゃ じ にちじょうせいかつ りべん ほか つぎ  
 在宅の重度障がい者（児）の日常生活の利便を図るため、次のページから  
 ひよう にちじょうせいかつようぐ ひ いちぶじよせい  
 の表にある日常生活用具費を一部助成します。

### 対象者

ざいたく せいかつ しょう しゃ じ なんびようかんじゃなど  
 在宅で生活している障がい者（児）、難病患者等。

なんびようかんじゃなど せいれい さだ しつぺい かぎ  
 ※難病患者等については、政令に定められている疾病に限られます。

じよせい たいしやうしゃ ひんもくとう じやうたい ていどなど ぶんるい  
 ※助成できる対象者や品目等は状態や程度等によって分類されて

います。詳しくは37ページからの表をご確認ください。

### 自己負担額について

げんそく わりふたん しょとくなど ふたんじやうげんげつがく せってい  
 原則1割負担で、所得等により負担上限月額が設定されます。

く ぶん 区 分	せたい しゅうにゅうじやうきやう 世帯の収入状況	ふたんじやうげんげつがく 負担上限月額
せい かつ ほ ご 生活保護	せい かつ ほ ご じゆきやうせたい 生活保護受給世帯	0 えん 円
てい しょ とく 低所得	ちやうみんぜいひかぜいせたい 町民税非課税世帯	0 えん 円
いっ ぱん 一 般	ちやうみんぜいかぜいせたい 町民税課税世帯	37,200 えん 円

※基準額を上回る金額については、すべて自己負担となります。

しょとく はんだん さい せたい はんい つぎ  
 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

しゆ べつ 種 別	せ たい はん い 世 帯 の 範 囲
さい いじやう しょう しゃ 18歳以上の障がい者	しょう かつ はいぐうしゃ 障がいのある方とその配偶者
さい みまん しょう じ 18歳未満の障がい児	ほごしゃ ぞく じゆつみん きほんだいちやう せたい 保護者の属する住民基本台帳での世帯

### 対象品目

つぎ ひよう ひんもく たいしやうしゃ きじゆんがく せってい  
 次のページからの表のとおり、品目ごとに対象者、基準額が設定されて  
 います。また、難病患者などについては、難病患者等の日常生活用具の表  
 (→42ページ) があります。

かいごほけんたいしやうしゃ げんそく かいごほけん ふくしやうぐ ゆうせん  
 ※介護保険対象者については、原則として介護保険の福祉用具が優先されます。

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対象者
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	とくしゅしんだい 特殊寝台(●)	えん 154,000円	かし 下肢または体幹機能2級以上の者。
	とくしゅ 特殊マット(●)	えん 19,600円	かし 下肢または体幹機能1級以上の者 (常時介護を要する者に限る)。た だし、原則として3歳以上の者。
	とくしゅにようき 特殊尿器(●)	えん 67,000円	かし 下肢または体幹機能1級以上の者 (常時介護を要する者に限る)。た だし、原則として学齢児以上の者。
	にゅうよくだんか 入浴担架	えん 82,400円	かし 下肢または体幹機能2級以上の者 (入浴に当たって、家族等の介助を要 する者に限る)。ただし、原則として 学齢児以上の者。
	たいいへんかんき 体位変換器(●)	えん 15,000円	かし 下肢または体幹機能2級以上の者 (下着交換等に当たって、家族等他人 の介助を要する者に限る)。ただし、 原則として学齢児以上の者。
	いどうよう 移動用リフト(●)	えん 159,000円	かし 下肢または体幹機能2級以上の者。 ただし、原則として3歳以上の者。
	くんれん 訓練いす	えん 33,100円	か 下肢又は体幹機能障害2級以上の じどう 児童であって、原則として3歳以上の もの 者。
	くんれんよう 訓練用ベッド	えん 159,200円	か 下肢又は体幹機能障害2級以上の じどう 児童であって、原則として学齢児 いじよう 以上の者。
自 立 生 活 支 援 用 具	にゅうよくほじょようぐ 入浴補助用具(●)	えん 90,000円	か 下肢又は体幹機能障がい者であ つ て、入浴に介助を必要とする者。た だ し、原則として3歳以上の者。
	べんき 便器(●)	べんき えん 便器:4,450円 て えん 手すり:5,400円	かし 下肢または体幹機能2級以上の者。 ただし、原則として学齢児以上の者。
	とうぶほごぼう 頭部保護帽	えん かわ 革:15,200円 えん プラスチック: 36,750円	へいごうきのうまた かし ち たいかんきのう 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 しょうがい ゆう てんとうなど とうぶ に障害を有し、転倒等により頭部を きょうだ ものまた じゅうど も 強打するおそれのある者又は重度若 しくは最重度の知的障がい者(児)で あって、てんかんの発作により頻繁 てんとう ものに転倒する者。
	じじょう ぼうじょう T字状・棒状のつえ	えん 4,460円	か 下肢又は体幹機能に障害を有する もの 者。ただし、原則として学齢児以上の もの 者。

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対象者
自立生活支援用具	いどう いじょうしえんようぐ 移動・移乗支援用具(●)	60,000円	へいごうきのうまた かしも たいかんきのう 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に しょうがい ゆう かていない いどうとう 障害を有し、家庭内の移動等において かいじょ ひつよう もの 介助を必要とする者。
	とくしゅべんき 特殊便器	151,200円	じょうししょうがい きゅういじょう もの 上肢障害2級以上の者。ただし、原則 として学齢児以上の者。
	かさいほうちき 火災報知器	15,500円	しょうがいとうきゅう きゅういじょう もの 障害等級2級以上の者。 かさいはっせい かんち およ ひなん いちじる こん (火災発生の感知及び避難が著しく困 なん しょう しゃ せたい およ 難な障がい者のみの世帯及びこれに じゅん せたい 準ずる世帯)
	じどうしょうかき 自動消火器	28,700円	しょうがいとうきゅう きゅういじょう もの 障害等級2級以上の者。 かさいはっせい かんち およ ひなん いちじる こん (火災発生の感知及び避難が著しく困 なん しょう しゃ せたい およ 難な障がい者のみの世帯及びこれに じゅん せたい 準ずる世帯)
	ほこうじかん えんちようしんごうきよう 歩行時間延長信号機用 こがたそうしんき 小型送信機	7,000円	しかくしょうがい きゅういじょう もの 視覚障害2級以上の者。ただし、原則 として学齢児以上の者。
	ちょうかくしょう しゃようおくない 聴覚障がい者用屋内 しんごうそうち 信号装置	87,400円	ちょうかくしょうがい きゅう もの 聴覚障害2級の者。 ちょうかくしょう しゃ せたいおよ (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに じゅん せたい にちじょうせいかつじょうひつよう みと 準ずる世帯で日常生活上必要と認めら れる世帯)
在宅療養等支援用具	とうせきえきかおんき 透析液加温器	51,500円	じんぞうきのうしょうがい きゅういじょう 腎臓機能障害3級以上で(CAPD)によ うせきりょうほう おこな もの げんそく る透析療法を行う者。ただし、原則と さいいじょう もの して3歳以上の者。
	きゅうにゅうき ネブライザー(吸入器)	36,000円	こきゅうきのうしょうがい きゅういじょうまた どうていど 呼吸機能障害3級以上又は同程度の しんたいしょう しゃ ひつよう みと 身体障がい者であって必要と認められ る者。
	でんきしき きゅういんき 電気式たん吸引器	56,400円	いりょうほけん ざいたくさん そりょうほう おこな 医療保険における在宅酸素療法を行 う者。
	もうじんようたいおんけい おんせいしき 盲人用体温計(音声式)	9,000円	しかくしょうがい きゅういじょう もの 視覚障害2級以上の者。 もうじん せたいおよ (盲人のみの世帯及びこれに準ずる せたい げんそく 世帯)。ただし、原則として学齢児以上 のもの。
	もうじんようたいじゅうけい 盲人用体重計	18,000円	しかくしょうがい きゅういじょう もの 視覚障害2級以上の者。 もうじん せたいおよ (盲人のみの世帯及びこれに準ずる せたい げんそく 世帯)。ただし、原則として学齢児以上 のもの。
	どうみやくけつちゅうさんそほうわど 動脈血中酸素飽和度 そくていき 測定器 (パルスオキシメーター)	157,500円	じんごうこきゅうき そうちやく ひつよう もの 人工呼吸器の装着が必要な者。



しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対象者	
じょう 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	けいたいようかいわほじょそうち 携帯用会話補助装置	えん 98,800円	おんせいきのうも げんごきのうしやう しゃまた 音声機能若しくは言語機能障がい者又 したいふじゆうしゃ はっせい はつご は肢体不自由者であって、発声・発語に いちじる しょう ゆう もの 著しい障がいを有する者。ただし、 げんそく がくれいじいじやう もの 原則として学齢児以上の者。	
	じょうほう つうしんしえんようぐ 情報・通信支援用具	えん 100,000円	じゅうどし かくしやう しゃおよ じゅうどじやうし ふ じゆう 重度視覚障がい者及び重度上肢不自由 者であって、情報機器(パーソナルコン ピュータ)の使用により、社会参加が見 こ 入まれる者。	
	てんじ 点字ディスプレイ	えん 383,500円	しかくしやうがいおよ ちやうかくしやうがい じゆうふくしやう しゃ 視覚障害及び聴覚障害の重複障がい者 げんそく しかくしやうがい きゆういじやう (原則として視覚障害2級以上、かつ、 ちやうかくしやうがい きゆういじやう ひつやう みと 聴覚障害2級以上)であって、必要と認 められる者。	
	てんじき 点字器	ひょうじゅんがた 標準型A	えん 10,400円	しかくしやう しゃ ひつやう みと 視覚障がい者であって、必要と認めら れる者。ただし、原則として学齢児以上 の者。
		ひょうじゅんがた 標準型B	えん 6,600円	
	けいたいよう 携帯用A	てんじき 点字器	えん 7,200円	しかくしやう しゃ ひつやう みと 視覚障がい者であって、必要と認めら れる者。
			けいたいよう 携帯用B	
	てんじ 点字タイプライター	えん 63,100円	しかくしやうがい きゆういじやう もの 視覚障害2級以上の者。 (就職若しくは就学をしている者又は しゅうろく もの かぎ 就労が見込まれる者に限る)	
	しかくしやう しゃやう 視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	ろくおんさいせいき 録音再生機	えん 85,000円	しかくしやうがい きゆういじやう もの 視覚障害2級以上の者。ただし、げんそく 原則として学齢児以上の者。
		さいせいせんようき 再生専用機	えん 35,000円	
しかくしやう しゃやう 視覚障がい者用 かつじぶんしよみあ そうち 活字文書読上げ装置	えん 99,800円			
しかくしやう しゃやう 視覚障がい者用 かくだいでくしよき 拡大読書器	えん 198,000円	しかくしやう しゃ ほんそうち 視覚障がい者であって、本装置により も じなど よ か のう もの 文字等を読むことが可能になる者。た だし、げんそく がくれいじいじやう もの 原則として学齢児以上の者。		

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対象者
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	もうじんようときい 盲人用時計	しよくどくとけい 触読時計 10,300円 おんせいときい 音声時計 13,300円	しかくしょうがい きゆういじょう もの 視覚障害2級以上の者。 なお、おんせいときいは、てゆび しょうかく しょうがい など しょうどくしきときい しょう こんなん ある等のため触読式時計の使用が困難 な者を原則とする。ただし、げんそく として学齢児以上の者。
	ちようかくしょう しゃよう 聴覚障がい者用 つうしん そうち 通信装置	71,000円	ちようかくしょう しゃまた はつせい はつご いちじる 聴覚障がい者又は発声・発語に著しい しょう ゆう もの 障がいを有する者であって、コミュニ ケーション、きんきゆうれんらくなど しゅだん 緊急連絡等の手段として ひつよう みと もの げんそく 必要と認められる者。ただし、原則と して学齢児以上の者。
	ちようかくしょう しゃよう 聴覚障がい者用 じょうほうじゅしん そうち 情報受信装置	88,900円	ちようかくしょう しゃ ほんそうち 聴覚障がい者であって、本装置により しちよう かのう もの テレビの視聴が可能になる者。
	じんこうこうとう 人工喉頭	ふえしき 笛式 8,100円 でんどうしき 電動式 70,100円	おんせい き のうしやう しゃ こうとうてきしゅつしゃ 音声機能障がい者(喉頭摘出者)であっ て、必要と認められる者。
	ふくしでんわ たいよ 福祉電話(貸与)	しんきせつち 新規設置 83,300円 かいせんきりかえ 回線切替のみ 2,000円	ちようかくまた おんせい き のう も げんごきのう 聴覚又は音声機能若しくは言語機能に しょうがい ゆう ちようかくしょう しゃまた がいしゅつ 障害を有する聴覚障がい者又は外出 こんなん しんたいしやう しゃ げんそく きゆう 困難な身体障がい者(原則として2級 いじょう 以上)であってコミュニケーション、 きんきゆうれんらくなど しゅだん ひつようせい みと 緊急連絡等の手段として必要性が認め られる者又はファックス被貸与者。た ちようかくしょう しゃまた しんたいしやう しゃ だし、聴覚障がい者又は身体障がい者 せたいおよ じゆん せたい のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	ファックス(貸与)	7,700円	ちようかくまた おんせい き のう も げんごきのう 聴覚又は音声機能若しくは言語機能 しょうがい きゆういじょう ちようかくしょう しゃなど 障害3級以上の聴覚障がい者等であっ て、コミュニケーション、緊急連絡等 しゅだん ひつようせい みと もの の手段として必要性が認められる者。 でんわ ふくしでんわふく ただし、電話(福祉電話含む)によるコ ミュニケーション等が困難な聴覚障が い者等のみの世帯及びこれに準ずる せたい 世帯。
	てんじとしよ 点字図書	—	じょうほう にゆうしゅ てんじ おもに、情報の入手を点字によってい しかくしょう しゃ たい ちようちやう べつ さだ る視覚障がい者に対し、町長が別に定 める。



しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゅんがく 基準額	たいしょうしゃ 対象者
排 泄 管 理 支 援 用 具	<p>ちくべんぶくろ 蓄弁袋</p> <p>えん 8,858円</p> <p>はいによぶくろ 排尿袋</p> <p>えん 11,639円</p> <p>げつ (1 か月につき)</p>	<p>ちようかん せつじよまた ぼうこう せつじよ 腸管の切除又は膀胱の切除によって こうもん はいべんまた ぼうこう はいによ 肛門からの排便又は膀胱からの排尿 こんなん ふくぶ じんこうこうもんまた が困難となり、腹部に人工肛門又は じんこうぼうこう もう はいせつ おこな もの 人工膀胱を設け排泄を行っている者。</p>	
	<p>そうぐ ストマ装具</p> <p>ようひん いっしき せんちよう (ストマ用品一式、洗腸 ようぐなど 用具等)</p>	<p>ちりよう けいかい み こ 治療によって軽快の見込みのないス トマ周辺の皮膚の著しいびらん、ス トマの変形のため、ストマ用具を装着 できない者で、紙おむつ等の用具を 必要とする3歳以上の者。 せんてんせいしつかん せんてんせいさこう のぞ きいん 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因 する神経障害による高度の排尿機能 しょうがいまた こうど はいべんきのうしょうがい 障害又は高度の排便機能障害のある もので、紙おむつ等の用具類を必要とす る者。 せんてんせいさこう たい こうもんけいせいじゆつ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に きいん こうど はいべんきのうしょうがい 起因する高度の排便機能障害のある もので、紙おむつ等の用具類を必要とす る者。 のうせい ま ひとうのうげんせいいうどうきのうしょうがい 脳性麻痺等脳原生運動機能障害によ り排尿又は排便の意思表示が困難な もので、紙おむつ等の用具類を必要とす る者。</p>	
	<p>かみ とう 紙おむつ等</p> <p>かみ (紙おむつ、サラシ、ガ ーゼ等衛生用品)</p> <p>えん 12,000円</p> <p>げつ (1 か月につき)</p>	<p>だんせいようふつうがた 男性用普通型</p> <p>えん 7,700円</p> <p>だんせいようかんいがた 男性用簡易型</p> <p>えん 5,700円</p> <p>じよせいようふつうがた 女性用普通型</p> <p>えん 8,500円</p> <p>じよせいようかんいがた 女性用簡易型</p> <p>えん 5,900円</p>	
<p>じゆうたく 住宅</p> <p>かいしゅうひ 改修費</p>	<p>きやたくせいかつ 居宅生活</p> <p>どうさほじょようぐ 動作補助用具(●)</p>	<p>ちようちよう べつ さだ 町長が別に定める。</p>	

◆ 難病患者等の日常生活用具

※「●」印は介護保険優先種目

しゅべつ 種別	ひん 品 目	きじゆんがく 基準額	たいしやうしゃ 対象者	
かいご ・ くんれんしえんようぐ 訓練支援用具	とくしゆ 特殊マット(●)	えん 19,600円	なんびやう 難病により、ね 寝たきりのじやうたい 状態にあるもの。	
	とくしゆしんだい 特殊寝台(●)	えん 154,000円		
	とくしゆじやうき 特殊尿器(●)	えん 67,000円	なんびやう 難病により、じりき 自力ではいによ 排尿できないもの。	
	たいいへんかんき 体位変換器(●)	えん 15,000円	なんびやう 難病により、ね 寝たきりのじやうたい 状態にあるもの。	
	いどうよう 移動用リフト(●)	えん 159,000円	なんびやう 難病により、か し 下肢またはたいかんきのう 体幹機能にしょうがい 障害のあるもの。	
	くんれんよう 訓練用ベッド	えん 159,200円		
ざいたく 療養等支援用具	でんきしき 電気式たん吸引器	えん 56,400円	なんびやう 難病により、こ きゆうききのう 呼吸器機能にしょうがい 障害のあるもの。	
	ねぶらいざー (吸入器)	えん 36,000円		
	どうみやくけつちゆうさんそほうわど 動脈血中酸素飽和度 そくていき 測定器(パルスオキシメーター)	えん 157,500円	なんびやう 難病により、じんこうこ きゆうき 人工呼吸器のそ うちゃく 装着が必要なもの。	
じ りつ せい かつ し えん よう ぐ 自立生活支援用具	べんき 便器	えん 4,450円	なんびやう 難病により、じ やうじかいじよ 常時介助を必要とするもの。	
	べんき 便器(●)			
	て 手すり	えん 5,400円	なんびやう 難病により、に ゆうよく 入浴にかいじよ 介助を必要とするもの。	
	にゆうよくほじよようぐ 入浴補助用具(●)	えん 90,000円		
	いどう 移動・移乗支援用具(●)	えん 60,000円		なんびやう 難病により、か し 下肢がふじゆう 不自由なもの。
	とくしゆべんき 特殊便器	えん 151,200円		なんびやう 難病により、じ やうしきのう 上肢機能にしょうがい 障害のあるもの。
じどうしょうかき 自動消火器	えん 28,700円	なんびやう 難病により、か さいはっせい 火災発生のかんち およ びひなん 避難が著 しくこんなん 困難ななんびやう 難病患者等のみのせたい およ びこれ にじゆん 準ずるせたい 世帯。		
じゆうたく 住宅 かいしゆうひ 改修費	きよたくせいかつ 居宅生活 どうさほじよようぐ 動作補助用具(●)	ちやうちやう べつ さだ 町長が別に定める。		